

太陽光発電設備リサイクル制度小委員会の設置について

令和 6 年 8 月 29 日  
循環型社会部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会循環型社会部会（以下「部会」という。）に、太陽光発電設備リサイクル制度小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
2. 小委員会は、太陽光発電設備リサイクル制度及び使用済太陽光発電設備の再利用の推進の在り方に関する事項等について審議する。
3. 小委員会の決議は、中央環境審議会循環型社会部会長の同意を得て、部会の決議とすることができる。